

第2回病理学会アンケート結果(2006.1.10実施)

【アンケート実施理由・問題点】

1. 病理診断料を同月内でも算定した場合は、どの程度の増額になるか？

現行の病理診療報酬では、「病理診断料」は月1回のみの算定となっている。

例えば月始めに癌かどうかの「病理検査」が行われ、その検査の「病理診断料」を算定した場合、同月内に手術が行われた場合、手術検体の「病理診断料」は算定できない(0円で診断している)。手術検体では、診断に1時間以上を費やすことも多々あり、診断料が算定されないであることに、診断を下す病理医の不満は大きく(ちなみに病理診断は「病理医」が行い、臨床医が行うことは現実的には皆無に等しい)、病理医減少の大きな要因の1つになっていると考えられる。

2. 術中迅速細胞診断に診療報酬を設けた場合、どの程度の増額になるか？

現在、手術中に迅速細胞診検査が行われても、診療報酬は算定されていない(0円で診断している)術中迅速細胞診の需要は増し、有用性に関するエビデンスも実証されているが、多くの時間と労力が必要なため(通常の業務はすべてストップし、迅速診断することに全勢力が注がれる)、病理医、細胞検査士の負担は大きく、報酬が与えられていないことで迅速細胞診の導入が見送られている医療機関も少なからずあるものと考えられる。

今回は実際に発生する算定件数をアンケートに基づき算出し、2005年厚生労働省大臣官房統計情報部資料を基に、医療費に与える増額の影響を推算した。

	発送数	回答数	調査できず	有効回答率	回答率
大学(2分院を追加)	82	63	3	73.17%	76.83%
認定施設	377	272	10	69.50%	72.15%
登録施設	186	120	1	63.98%	64.52%
合計	645	455	14	68.37%	70.54%

診断料毎回算定の場合の算定回数増加率	7.814%
--------------------	--------

病理細胞術中迅速検査 算定回数	3757件 / 月
-----------------	-----------

診断料を毎回算定した場合の、全医療費に与える増額の割合	0.00191%
	689,364,953円/年

病理細胞術中迅速検査を新設した場合の、全医療費に与える増額の割合	0.0125%
	4,508,400,000円/年

2005年厚生労働省大臣官房統計情報部資料より推算